

緊急時児童引渡しマニュアル

1 目的及び実施の理由

児童の安全が確保できない恐れがある非常災害等が発生した場合、または発生する恐れがあると判断した場合、児童の迎えを保護者に要請し、児童を安全に保護者等に引き渡すため。

2 「児童の引渡し」決定のめやす

- ①地震 ○古川地域で震度5強以上の地震が発生し、通学路や家屋に損傷がみられ、下校が難しいと判断される場合
- ②不審者の侵入等
 - 校地・校舎内に不審者が侵入し、児童・教職員に危害が及んだとき、若しくは及ぶ恐れがある場合
 - 学区内に不審者が出没し、実害があったり、児童に危害が及ぶ事態が予想されたりする場合
- ③水害 ○通学路が洪水等により、通行することが危険な場合
- ④火災 ○校舎に激しい火災が発生した場合
 - 居住している地区及び通学のため通過する地区に火災が発生し、下校が難しいと判断される場合
- ⑤その他 ○学校長が引渡しを必要と判断した場合

3 「児童の引渡し」決定の際の連絡手段

A：通信手段（緊急メール・電話）が使えるとき

「児童の引渡し」を実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から保護者へ、緊急メールや電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。

B：一切の通信手段が途絶え、連絡ができないとき

学校に児童を待機させ、保護者の来校を待つて引き渡します。

上記の「児童の引渡し」を決定するめやすを踏まえて、保護者の判断で来校するようにお願いします。

4 引渡し場所

- *学校を引渡し場所（教室、校庭）とします。教室での引渡しを基本とし、体育館より校舎に入っていただきます。
- *地震、火災の際は、徒歩でのお迎えをお願いします。
- *水害、不審者の侵入等の場合は、自家用車でのお迎えが想定されます。駐車場の混乱を避けるため、特別支援学級・1学年→2学年→3学年→4学年→5学年→6学年の順で、時間差を設けた引渡しを行います。